

申
3
号

変革 2027 を踏まえた

新たなジョブローテーションの実施に

関する要求申し入れ（その1）提出！

【目指すべき将来像】

1. 現段階における信号・輸送業務の集約化・システム化及びアシストマシンの導入計画について具体的に示すこと。
2. 現段階におけるワンマン運転拡大の計画について具体的に示すこと。
3. 現段階における自動列車運転装置（ATO運転）走行試験の実施計画について具体的に示すこと。

【運用関係】

1. 車掌未経験の運転士登用は行わないこと。
2. 車掌及び運転士登用における試験制度は現行どおりとすること。
3. 入社2年目から3年目にかけて行われるキャリア面談については、企画部門の社員ではなく現場の箇所長等が行うこと。
4. 同一担務の従事期間については概ね10年にこだわらないこと。また、提案内容の1(5)内の「最長でも」の文言を削除すること。
5. 同一担務の従事期間については、安全・サービスレベルの向上を前提とし、かつ、業務の習熟度等を勘案する観点から最低従事期間を定めること。
6. 異動又は担務変更を行う場合は、個別における生活設計等を前広に把握した上で、本人の希望を最大限配慮すること。なお、本人希望に添わない運用が行われた場合については、原則3年以内とし、その後の運用については元職場での同一担務を基本に本人希望を重視すること。
7. 乗務員から駅に異動する場合は、業務委託駅（出向）ではなくJR本体に限定とすること。
8. 出向にあたっては、個別の状況等を前広に把握した上で、本人希望を基本とすること。
9. 新幹線乗務員から在来線乗務員への異動又は担務変更後の運用において、新幹線乗務員としての復帰を希望する場合については、公募制異動ではなく通常の人事異動として取扱うこと。
10. 今施策の対象外である他の系統及び職種からの乗務員登用を可能とすること。
11. 運転適性検査及び医学適正検査の資格を有する社員への異動又は担務変更が発生した場合においては、継続して適正検査を実施すること。
12. 各系統における技術継承の確保及びプロの育成について、具体的な養成の在り方を明確にすること。
13. 乗務員の指導担当及び見習技術指導担当については、安全・サービスレベルの向上及び指導力をはじめとした技術継承の観点から経験値の高い乗務員から運用すること。
14. 今施策の目的と職名統一の関連性が不明確なことから、車掌及び運転士の職名については現行どおりとすること。
15. 今施策の実施を通じた込み運用の拡大は行わないこと。なお、込み運用を拡大する場合には、あらかじめ労使協議を行うこと。

安全・健康・ゆとり・働きがいを堅持しよう！